

大分県報

令和四年
第二八四号
二月十八日

（金曜日）

目次

告示

- 林業種苗法による生産事業者の登録……………一
特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立（二件）……………一
道路区域の変更……………二
道路の供用開始……………二
土地改良区の役員退任……………二
競争入札参加者の資格に関する公示……………二
一般競争入札の実施……………三
落札者等の公示……………五

告示

大分県告示第七十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。
令和四年二月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 登録番号
北―4
二 生産事業者の氏名又は名称及び住所
桑原田 健 二
中津市山国町草本七百三十七番地一
三 生産事業の内容

令和四年二月十八日

大分県告示第七十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。
令和四年二月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 加入区の名称
北海道第五加入区
二 加入区の区域
大分県漁業協同組合の地区のうち旧保戸島漁業協同組合の地区
三 加入区の区分
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうちくろまぐろ延縄漁業

大分県告示第七十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。
令和四年二月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 加入区の名称
南海部第一加入区
二 加入区の区域
大分県漁業協同組合の地区のうち旧上浦町漁業協同組合の地区
三 加入区の区分
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち潜水漁業

大分県告示第七十五号

大分県報（告示）

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年二月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年二月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道円座中津線	中津市三光上稜字川志五六一番四地内	前	一四・〇メートル 一四・〇	二二・〇
		後	一四・〇 一四・〇	二二・〇
県道白木沖代線	中津市三光諫山字下原一二九五番一〇から 中津市三光諫山字下原一三〇〇番三まで	前	一七・〇 一四・〇	五四・〇
		後	一七・〇 一四・〇	五四・〇

大分県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年二月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日

一般国道二二二号
中津市耶馬溪町大字戸原字猿ハミ一八番四から
中津市耶馬溪町大字戸原字猿ハミ二四番八まで

県道日田玖珠線
日田市大字羽田字入美二九〇番一から
日田市大字羽田字入美二九一八番五まで

県道中津山国自転車道線
中津市三光白木字川平一六九六番一九から
中津市三光白木字川平一六九六番二〇まで

県道円座中津線
中津市三光上深水字甲頭越二六〇二番三から
中津市三光上深水字芋ノ迫二一四二番三まで

令四・二・一八

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、退任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。

令和四年二月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

役名	氏名	住 所
理事	横井忠義	宇佐市大字江須賀一三三五番地

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年二月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 調達をする物品等の種類及び予定数量
事務用椅子（年間単価契約）
予定数量 千七百三十脚
- 二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)(第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)(において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。)

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七(五〇六)二九六四

3 申請の時期

令和四年二月十八日(金曜日)から同年三月七日(月曜日)までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和四年2月18日

大分県知事 広瀬 勝貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達とする物品等の種類及び予定数量
事務用椅子(年間単価契約)
予定数量 1,730脚

(2) 納入期限
別途定める日

(3) 納入場所

<p>大分県知事が指定する場所</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第26号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して入札参加申請の方法及び期間</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入</p>	<p>入札参加申請を、令和4年2月18日（金）午前10時から同年3月25日（金）午前10時までにを行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」及び入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和4年3月25日（金）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2964</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和4年2月18日（金）から同年3月7日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部署の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2964</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和4年4月1日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p>
--	--

<p>7 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から令和4年4月1日(金)午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 (2) 提出期限 令和4年3月31日(木)午後5時までまでに必着のこと。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和4年4月1日(金)午前10時30分</p> <p>12 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>13 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>14 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであること。</p>	<p>15 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>16 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>17 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>18 契約準備行為 本入札は、令和4年度予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行う。</p> <p>19 その他 この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>20 Summary (1) Office Chair (annual unit price contract) Expected Quantity of 1,730 chairs (2) Time limit for tender 10:00 am. 1st April, 2022 (3) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-nachi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2964 ~~~~~ ~~~~~</p>
---	--

令和四年二月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る特定役務の種類

大分県教育委員会システム等運用保守業務

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育デジタル改革室

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和三年五月三十一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社クリエイティブテクノロジー 代表取締役 帆 足 和 洋

大分市大字中戸次四千五百七十一

五 落札金額

三千八十万八千八百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年五月十八日